

セントクリストファー・ネービスの入国規制措置（1月14日更新）

1月14日、セントクリストファー・ネービス政府は同国 HP 上で新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 航空機により到着する渡航者

（1）国際旅客

- ア 政府ウェブサイト上で、入国管理フォームの手続き行い、出国する国の認定医療機関で、渡航3日前以内に実施されたRT-PCR検査陰性書（英語表記のもの）をアップロードする必要がある。
- イ 空港到着時には、健康審査が課され、新型コロナウイルスに対応する認可されたホテルの予約書を提出する必要がある。また、渡航後の最初の14日間で使用する、新型コロナウイルス携帯アプリ（EXMAPP）をダウンロードする必要がある。
- ウ 到着7日目と14日目にRT-PCR検査を受ける必要があり、7日目の同検査が陰性の場合、安全地域（secure bubble）内の認可された観光地への訪問が可能となり、14日目の同検査（同国内に引き続き滞在中の場合）が陰性の場合には、国内での活動が許可される。14日間未満の滞在者は、少なくとも出国2日前までにRT-PCR検査を受ける必要がある。
- エ 空港、ホテル、認定観光地間の移動には、認証を受けたタクシーまたは交通機関を利用する必要がある、ネービス島へ向かう場合は認証を受けた海上タクシーを利用して移動する必要がある。

（2）帰還国民、居住者及び労働許可保有者

上記ア I 及び II を遵守する必要がある。入国を許可された新型コロナウイルス検査陰性者は、認可された宿泊施設での滞在、又は政府HP上から事前手続きを行うことにより、事前認可制の自宅検疫を選択することが出来る（セキュリティーを含め、関連費用は自己負担）。帰還国民、居住者は、14日目にPCR検査を受ける必要があり、同検査が陰性であれば、国内での活動が許可される。

（3）乗り換え旅客

渡航者は、到着時にRT-PCR検査陰性書を提示する必要があり、常時マスクを着用する必要がある。空港では、健康審査が課され、通関検査以後に空港から出ることは許可されない。陽性の場合、認可されたホテルで自己負担により

隔離措置となり、中～重度の症状の場合は、コロナ患者専用病棟に移され、隔離となる。

2 海上からの渡航者

政府ウェブサイト上で、PCR検査陰性証明書を含めた入国管理フォーム手続きを行う必要がある。船舶については、指定された6つの港（The Deepwater Port, Port Zante, Christophe Harbor, New Guinea, Charlestown Pier and Long Point Port）のいずれかに停泊させる必要がある。渡航者は、国際旅客が滞在する認可ホテルでの滞在となる。検疫期間については、最終寄港地からセントクリストファー・ネービス到着までの移動時間を踏まえ決定される。

3 検査

渡航者が保持するRT-PCR検査結果に疑義等（検査機関の疑義、渡航3日前以前の検査結果、虚偽記載、あるいは不適合な検査（RT-PCR検査以外の検査））が生じる場合には、到着時に検査が課される。PCR検査費用は、セントクリストファー・ネービス国民100米ドル、その他150米ドルとなる。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントクリストファー・ネービス保健省

<https://www.facebook.com/StKittsHPU/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。